

道路運送法の基礎知識について

近畿運輸局 和歌山運輸支局

1. 道路運送法上の区分

	運送主体	ドライバー	車両	対価
旅客自動車運送事業 ＜許可＞	バス・タクシー 事業者	2種免許 運行管理者の選任 乗務管理・健康管理	事業用自動車（緑） 整備管理者の選任 車検1年毎	適正原価・ 適正利潤の 範囲
日本版ライドシェア （自家用車活用事業） ＜許可＞	タクシー事業者	1種免許＋研修 運行管理者の選任 乗務管理・健康管理 （タクシー事業者が管理）	自家用自動車（白） 車検2年毎 事業用自動車（緑） （遊休車両の活用可）	タクシー運賃と同額
公共ライドシェア （自家用有償旅客運送） ＜登録＞	市町村、 NPO法人等	1種免許＋講習 運行管理の責任者の選任 点呼	自家用自動車（白） 責任者の選任 車検2年毎	実費の範囲内 （人件費・維持管理 経費等）
道路運送法の許可・登録を 要しないもの	団体、個人	1種免許	自家用自動車（白） 車検2年毎	ガソリン代・道路通行料・駐車場料金・ レンタカー代・一時的な保険 ※実質的に運送の対価と みなされる場合は有償

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (省3条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省3条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省3条の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス 	
	一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー ・ハイヤー(和歌山該当なし) 		
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)			<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の従業員の送迎バス ・学校の生徒等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス
自家用自動車による有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条) (公共ライドシェア)		交通空白地有償運送 (省51条)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体バス ・交通空白地有償運送
			福祉有償運送 (省51条)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送
		国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (法78条)		<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園バス ・自家用車活用事業 (日本版ライドシェア)
		災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条)		

運送事業の定義

- 第二条 この法律で「道路運送事業」とは、**旅客自動車運送事業**、**貨物自動車運送事業**及び**自動車道事業**をいう。
- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、**他人の需要**に応じ、**有償**で、**自動車**を使用して**旅客**を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。



運送事業の許可に基づき、事業の用に供する車両（事業用自動車）は「緑ナンバー」をつけ、自家用車「白ナンバー」と区別しているよ！

旅客自動車運送事業の種類

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 **一般**旅客自動車運送事業（**特定旅客自動車運送事業以外**の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般**乗合**旅客自動車運送事業（**乗合旅客**を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般**貸切**旅客自動車運送事業（**一個の契約**により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般**乗用**旅客自動車運送事業（**一個の契約**によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 **特定旅客**自動車運送事業（**特定の者**の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

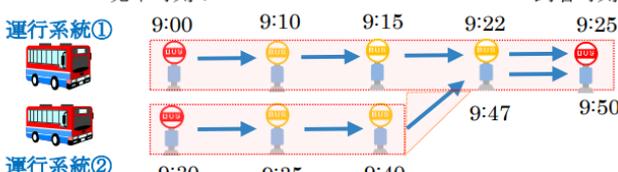
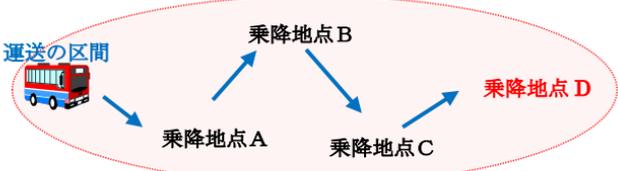
国土交通省令で定める乗車定員とは、「11人」だよ！



事業名称	運賃（契約方法）	乗車定員	一般的な事例	特徴
一般乗合 旅客自動車運送事業 （のりあい）	1人あたり〇円（個々の旅客と契約、不特定多数の旅客が乗り合う）	規定無し	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー ・高速バス	・路線や営業区域は認可事項（詳細は別掲）
一般貸切 旅客自動車運送事業 （かしきり）	車両1両あたり〇円（旅客の数に関係なく「一団体」との貸切契約）	11人以上	・観光バス ・施設送迎バス	・営業区域は（原則）営業所の存する県単位
一般乗用 旅客自動車運送事業 （じょうよう）		11人未満	・タクシー ・ハイヤー ・福祉タクシー	・営業区域は（原則）営業所の存する「交通圏」単位
特定旅客 自動車運送事業 （とくてい）	一運送契約あたり〇円（年間契約が多い）	規定無し	・スクールバス ・施設送迎バス	・運送需要者（〇〇学校、〇〇会社△△工場）ごとに許可が必要

2. 一般乗合旅客自動車運送事業

乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業であり、①輸送の安全を確保するため適切な計画か、②事業の遂行上適切な計画か、③自らの確に遂行する能力を有するか、審査を行い許可を行っている。

<p>路線定期運行 (路線バス)</p>	<p>路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>発車時刻：</p> <p>運行系統① 9:00 9:10 9:15 9:22 9:25</p> <p>運行系統② 9:30 9:35 9:40</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>到着時刻：</p> <p>9:47 9:50</p> </div> </div>  <p>路線： ・・認可を受けた 通行できる道路</p> <p>運行系統 ・・路線内で実際に 運行する経路</p>
<p>路線不定期運行 (デマンドバス)</p>	<p>路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>発車時刻：</p> <p>運行系統 不定 不定 不定 不定</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>到着時刻：</p> <p>13:00</p> </div> </div>  <p>予約等に応じて運行</p> <p>路線： ・・認可を受けた 通行できる道路</p> <p>運行系統 ・・路線内で実際に 運行する経路</p>
<p>区域運行 (乗合タクシー)</p>	<p>路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態</p>  <p>営業区域： ・・認可を受けた 運行できる範囲</p> <p>運送の区間 ・・営業区域で実際に 運行する区間</p> <p>予約のあった区間のみ運行することも可能</p>

路線定期運行については、法（道路運送法施行規則第4条第2項）に定める協議会を経ることで処理期間短縮などを受けることが可能
 路線不定期運行・区域運行については、法に定める会議を経ることが必要

乗合事業の許認可申請・届出一覧

種別	内容		道路運送法	道路運送法 施行規則	宛先	道路運送法施行令	部数	提出期限	標準 処理期間
許可	事業経営許可	許可	第4条第1項		局長※	第1条第1項第1号	3	—	3ヶ月 (協議事案等 2ヶ月)
運賃	上限運賃等	認可	第9条第1項	第8条	局長※	第1条第1項第2号	3	—	3ヶ月 (停留所新設・変更 による事案1ヶ月)
運賃	運賃等設定・変更 ・実施運賃 ・上限認可運賃の範囲内の運賃	届出	第9条第3項	第9条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (他社路線競合等 の場合はあらかじめ)	—
運賃	運賃等設定・変更 ・協議運賃	届出	第9条第4項	第9条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (他社路線競合等 の場合はあらかじめ)	—
運賃	運賃等設定・変更 ・軽微運賃(定観、高速、路線不定期、区域運行)	届出	第9条第5項	第10条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (高速・定観は7 日前、一時的需 要増等の場合は あらかじめ)	—
約款	運送約款の設定及び変更	認可	第11条	第11、12条	局長	第1条第1項第5号	3	—	1ヶ月
事業計画	事業計画の変更 ・路線の新設 ・営業区域の新設・変更・廃止	認可	第15条第1項	第14条	局長※	第1条第1項第6号	3	—	3ヶ月 (軽微事案2ヶ月、 協議事案等1ヶ月)
事業計画	事業計画の変更 ・最大値変更・車庫の位置及び 収容能力・路線不定期運行の路 線廃止	認可	第15条第1項	第14条	支局長	第1条第4項第1号	2	—	2ヶ月 (協議事案1ヶ月)
事業計画	事業計画の変更 ・車両数 ・運行系統、発地の発車時刻、着 地の到着時刻(路線不定期運行) ・運送の区間、発地の発車時刻、 着地の到着時刻、運行間隔時間 (区域運行)	届出	第15条第3項	第15条	支局長	第1条第4項第1号	2	あらかじめ	—

種別	種別2		道路運送法	道路運送法 施行規則	宛先	道路運送法施行令	部数	提出期限	標準 処理期間
事業計画	事業計画の変更 ・主たる事務所の名称及び位置 ・営業所の名称及び位置 ・停留所名称・位置、停留所間の キロ程	届出	第15条第4項	第15条の2	支局長	第1条第4項第1号	2	事後延滞なく	—
事業計画	事業計画の変更 ・路線の休止・廃止(路線定期運 行)	届出	第15条の2	第15条の5	局長	第1条第1項第6号	3	6ヶ月前 (旅客の利便を阻 害しない場合は3 0日前)	—
運行計画	運行計画の設定 ・運行系統、時間帯ごとの運行回 数、始終発の時刻の設定(時間 帯ごとの運行回数15回以下の場 合は、加えて運行時刻の設定)	届出	第15条の3 第1項	第15条の 12、13	支局長	第1条第4項第2号	2	30日前 (高速・定観及び 一時的な需要の 場合は7日前)	—
運行計画	運行計画の変更 ・運行系統、時間帯ごとの運行回 数の変更	届出	第15条の3 第2項	第15条の 13	支局長	第1条第4項第2号	2	30日前 (高速・定観及び 一時的な需要の 場合は7日前)	—
運行計画	運行計画の変更 ・時間ごとの運行回数が現行16回 以上あり、公示で定める範囲内 の運行回数の変更 ・回数に変更がなく、始発終発時 刻変更だけの場合 ・運行回数が15回以下の系統に おける運行回数、運行時刻の変 更	届出	第15条の3 第3項	第15条の 14	支局長	第1条第4項第2号	2	事後延滞なく	—
休止廃止	事業の休止・廃止 (路線定期運行)	届出	第38条	第25条	局長	第1条第1項 第27号	3	6ヶ月前 (旅客の利便を阻 害しない場合は3 0日前)	—
休止廃止	事業の休止・廃止 (路線不定期運行、区域運行)	届出	第38条	第25条	局長	第1条第1項 第27号	3	30日前	—

※地方的な路線の基準(施行規則 67条)に該当しないもの等は大臣権限のものあり

路線(路線定期運行)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その**六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合)**にあつては、その**三十日前**までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【道路運送法施行規則(抜粋)】

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第十五条の四 法第十五条の二第一項の**旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合**は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 二 当該路線の休止又は廃止について**地域協議会**(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下じ。)、**地域公共交通会議**(市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。)又は**協議会**(市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。) **において協議が調つた場合**
- 三 前二号に掲げる場合のほか、**旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合**

旅客の利便を阻害しないと認められる路線を定める公示(令和4年5月10日近運自一公示第1号)

1. 道路運送法施行規則第15条の4第3号の旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める範囲は、次の各号とする。
 - (1) 道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロに規定する**長距離急行運送等に係る路線**を休止又は廃止する場合
 - (2) **付替路線**(関係市町村の要望又は停留所の位置の変更が300メートル以内のものに限る。)の開設に伴い路線を休止又は廃止する場合
 - (3) 道路運送法施行規則第10条第1項第1号イに規定する**定期観光運送に係る路線**を休止又は廃止する場合
 - (4) **休止後1年間を経過した路線**を休止又は廃止する場合
 - (5) 休止又は廃止する区間が、**300メートル以内の路線**である場合(当該区間に係る運行系統に関し、過去1年間に当該基準に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。)
 - (6) 休止又は廃止する区間に**並行路線**(鉄軌道及び道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を含む。)があり、休止又は廃止する区間内における**全ての停留所から300メートル以内に当該並行路線の停留所又は駅が存在する場合**
 - (7) **テーマパーク等への路線のうち、沿線住民の日常的な利用がないと認められる路線**を休止又は廃止する場合
 - (8) **午前0時から午前4時の間のみの運行を行っている路線**を休止又は廃止する場合

- コミュニティバスとは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するもの。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス
 - (2) 市町村自らが自家用有償運送者の登録を受けて行う自家用有償旅客運送
- コミュニティバス導入の際は、既存の路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要があるため、路線、運賃、運行時刻等などについて地域公共交通会議等の場で地域の関係者との協議が行われる場合が多い。

地域公共交通会議 (道路運送法施行規則第9条の3)

- 【主宰者】** 市区町村(複数市区町村共同、都道府県も可)
- 【構成員】** 住民又は旅客の代表、旅客自動車運送事業者又はその団体、地方運輸局長又は支局長、労働組合(運転者が組織する団体)、道路管理者、都道府県警察、(必要に応じ)学識経験者 等
- 【協議事項】**
 - ・地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準等について協議。
 - ・必要に応じて地域の交通計画を策定
 - ・輸送の安全、旅客の利便の確保方策等を説明



合 意

路線定期運行の許可 (道路運送法第4条)

主な緩和事項※

- 上限運賃認可 → 届出(協議)運賃
- 最低車両数の緩和
- 公安委員会への意見照会の省略等
- 標準処理期間の短縮(3ヶ月→2ヶ月)

※協議会等を開催しないケースでは緩和措置は適用されない

(参考)地域のニーズに対応した運行形態の区分

緑ナンバー

路線定期運行

大型(11人以上)
コミュニティバス



小型(10人以下)
乗合タクシー



区域運行

大型(11人以上)
デマンドバス



小型(10人以下)
デマンドタクシー



白ナンバー

自家用有償旅客運送

- ・市町村運営有償(過疎地・福祉)
- ・公共交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送



- 従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
※運賃協議会(部会)が未設立の場合は、地域公共交通会議等で設立を諮る事前の協議が必要。
- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等について協議。

運賃協議会 (道路運送法第9条第4項、施行規則第9条第2項)

- 【主宰者】 市区町村(複数市区町村共同、都道府県も可)
- 【構成員】 住民又は旅客の代表、旅客自動車運送事業者又はその団体、地方運輸局長又は支局長 等
- 【協議事項】 ・地域公共交通会議等で協議が調ったコミュニティバス等の運賃について協議



意見の聴取

公聴会等の開催 (道路運送法第9条第5項)

公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

(例)①パブコメ(住民、利用者、利害関係者)

②市政広報誌 又は 市町村ホームページ(住民、利用者、利害関係者)

③自治会への説明会(住民、利用者)

④業界団体を通じた事業者説明(利害関係者) ※()内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

協議運賃の届出

注意点

- ①地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議と同一に協議しないように留意が必要。
- ②複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある。
- ③軽微な事案の場合は、運賃協議会の開催は必ずしも要しない。

デマンドバス・デマンドタクシー※の実施にあたっては、地域公共交通会議において合意が調った後に、実際の運行を担う事業者が一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行の許可を受ける必要がある。

※デマンド交通・・・需要に応じてルートや時間など柔軟な運行をおこなう形態

地域公共交通会議 (道路運送法施行規則第9条の3)



【主宰者】 市区町村(複数市区町村共同、都道府県も可)

【構成員】 住民又は旅客の代表、旅客自動車運送事業者又はその団体、地方運輸局長又は支局長、労働組合(運転者が組織する団体)、(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

【協議事項】 ・地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等について協議。
必要に応じて地域の交通計画を策定
・輸送の安全、旅客の利便の確保方策等を説明



合 意

区域運行の許可 (道路運送法第4条)

主な緩和事項

- 区域運行等が可能に
- 車両の乗車定員緩和(10人以下でも可)
- 上限運賃認可 → 届出(協議)運賃
- 最低車両数の緩和
- 標準処理期間の短縮(3ヶ月→2ヶ月)

(参考)地域のニーズに対応した運行形態の区分

緑ナンバー

区域運行

白ナンバー

自家用有償旅客運送

路線定期運行

路線不定期運行

大型(11人以上)
デマンドバス



小型(10人以下)
デマンドタクシー
(乗合タクシー)



- ・市町村運営有償(過疎地・福祉)
- ・公共交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送



3. 道路運送法21条に基づく乗合旅客の運送

道路運送法

(乗合旅客の運送)

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。



道路運送法21条2号の許可

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- ・ 運行する期間が原則1年以下のもの
- ・ イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- ・ 自治体等からの要請

地域の観点から

- ・ 期間を決めて実証運行を行う際に利用される。
 - 4条乗合を見据えた実証運行を行うことが望まれる。
 - 仮に1年の実証運行から本格運行に移行する前提であれば、半年程度後には本格運行の形態を考えなければならない。
(4条許可の審査期間等を見据えることが必要)

標準処理期間2ヶ月

※実証実験については、当初から1年以上の計画があり、地方公共団体からの要請がある場合には、1年以上(3年程度)の期間も可能。

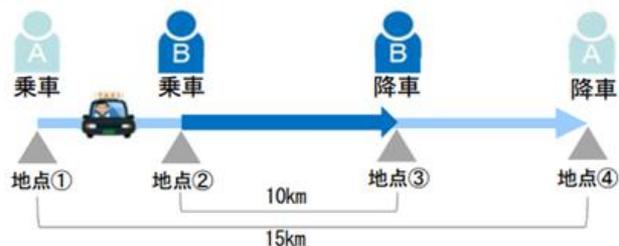
※実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可(通算3年程度)をすることとする。

4. タクシー（相乗りサービス）

タクシーの「相乗りサービス」

- 各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約
- 乗車前に運賃額が確定する運用を原則
- 相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意

(利用イメージ)



【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

A の運賃 : 3,000 円 (5,000 円 × 15km/25km)

B の運賃 : 2,000 円 (5,000 円 × 10km/25km)

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて 令和3年10月29日

国 自 旅 第 297 号
令和3年10月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において、一般乗用旅客自動車運送事業における旅客の相乗りに関し、「利用者にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗り（略称「シェアタク」）について、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う」とされたところである。

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送は、一般乗用旅客自動車運送事業に適用される運賃を前提としながら、旅客が「割り勘」による割安な小口輸送サービスを利用できる長所があり、また、地域の実情に応じた多様な移動手段を提供する重要性に鑑みて、今後、一般乗用旅客自動車運送事業との整合性にも留意しつつ、その実施できる範囲について下記のとおり定められたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 相乗り旅客の運送の定義について
一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等の秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

1

5. 自家用有償旅客運送

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

種別

住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）

実施主体：788団体
※導入市町村：645(全国の約37%)
(※令和7年3月31日時点)

R2改正①種別の見直し



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）

実施団体数：2,502団体
(※令和3年3月31日時点)

R2改正①種別の見直し



※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、R2改正②「合意」→「協議が調う」
- ② 地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者（※）の協議が調う
※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合
- ③ 必要な安全体制の確保

有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

運転者

- ・ 2種運転免許保有
又は
- ・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講
R2改正④運転者講習の合理化

自動車

- ・ 使用権原（自己所有若しくは他人所有+使用承諾書）
- ・ 自動車両側面の表示、車内の掲示
- ・ 自動車の運行により生じた旅客等の生命、身体又は財産の損害賠償措置
福祉有償運送
 - ・ 乗車定員11人未満の自動車であって、以下に掲げる自動車であること
寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等

登録等

旅客の範囲

- 交通空白地有償運送
 - ・ 地域住民
 - ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者
R2改正⑤観光客の明確化
- 福祉有償運送
 - ※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人
 - ・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者
R2改正⑥区分の明確化

運送の対価

- ・ 実費の範囲内であると認められること
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること
R2改正⑦取扱いの明確化

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

□ 自家用有償旅客運送は以下の団体が主体となって実施することが可能。

（自家用有償旅客運送の登録を受けることが可能な団体）

（自家用有償旅客運送の種類）

- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ （地方自治法に規定する）認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合 **R4改正⑤登録可能な団体の追加**
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

・交通空白地
有償運送

・福祉有償運送

登録等

実施主体

- (1) 運行管理体制の整備（運行管理の責任者の選任等）
- (2) 運行管理の責任者の講習受講【特定事務所】 **R4改正①定期的な講習受講義務新設**
- (3) 運行に関する計画の作成【特定事務所】 **R4改正②特定事務所の業務新設**
- (4) 交替するための運転者の配置【特定事務所】 **R4改正②特定事務所の業務新設**
- (5) 異常気象時等における措置【特定事務所】 **R4改正②特定事務所の業務新設**
- (6) 安全な運転のための確認、指示、記録、保存 **R4改正③特定事務所での確認方法改正（アルコール検知器使用等）**
- (7) 乗務記録、保存
- (8) 運転者台帳及び運転者証
- (9) 整備管理体制の整備（整備管理の責任者の選任等）
- (10) 事故の対応に係る責任者の選任、事故の記録、保存
- (11) 損害を賠償するための措置
- (12) 事務所・車内の掲示、車両の表示等
- (13) 旅客の名簿の作成（福祉有償運送のみ）
- (14) 苦情処理の体制の整備、記録、保存
- (15) 各種報告（事故報告、輸送実績報告書）

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録手続き

①地域における関係者の協議

R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化

②道路運送法に基づく登録

R2改正⑨申請書類の簡素化

R2改正⑩各種様式の変更

登録等

各手続きの流れ



【登録申請・届出提出先】

・当該地域を管轄する運輸支局等
 (市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化

○自家用有償旅客運送ハンドブック

- ・自家用有償運送の導入等に係る手続き等の概要資料

○自家用有償旅客運送事例集

- ・全国80の自家用有償旅客運送実施事例を6つのモデルに分類して紹介

自家用有償旅客運送ハンドブック

平成30年4月
令和2年11月改定

国土交通省自動車局旅客課

1. 自家用有償旅客運送について

5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

・自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の協議

地域公共交通会議、運営協議会等

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から收受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

↓

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】
・当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年
(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)
(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年)

5

2. 掲載事例一覧

掲載事例一覧 (2/5)

No.	地域	団体名	種別	運行形態	モデル
17	千葉県市川市	市川市	市町村運営有償運送 (交通空白)	路線・区域型	事業者中心の協働的モデル
18	千葉県船橋市	NPO法人わかち	公共交通空白有償運送 福祉有償運送	路線・区域型	移動手段の拡充モデル
19	東京都武蔵野市	武蔵野市【詳細】	市町村運営有償運送 (福祉)	区域型	地域資源活用モデル
20	東京都町田市	社会福祉法人感々会【詳細】	公共交通空白有償運送	区域型	移動手段の拡充モデル (福祉)
21	神奈川県横浜市	公益社団法人北沢戸部緑地総合福祉活動委員会【詳細】	福祉有償運送	区域型	福祉連携モデル
22	山梨県北杜市	社会福祉法人ハッピネス会	福祉有償運送	区域型	移動手段の拡充モデル
23	新潟県新潟市	新潟市	市町村運営有償運送 (交通空白)	路線型	公共交通空白有償運送
24	富山県永野市	NPO法人上庄自治体協議会	公共交通空白有償運送	路線型	移動手段の拡充モデル
25	山梨県高岡市	NPO法人小野地区活性化協議会	公共交通空白有償運送	路線型	福祉連携モデル
26	石川県七尾市	南大谷地産づくり協議会	公共交通空白有償運送	区域型	福祉連携モデル
27	石川県羽咋郡志賀町	NPO法人なでしこ会	福祉有償運送	区域型	移動手段の拡充モデル
28	長野県飯山市	飯山市	市町村運営有償運送 (交通空白)	路線型	観光振興等に対する連携モデル
29	新潟県新潟市	NPO法人中越防災フロンティア【詳細】	公共交通空白有償運送	路線型	防災連携モデル
30	新潟県上越市	上越市【詳細】	市町村運営有償運送 (交通空白)	路線型	移動手段の拡充モデル (福祉)
31	岐阜県恵那市	恵那地域自治体運営協議会	公共交通空白有償運送	区域型	事業者中心の協働的モデル
32	岐阜県中津川市	中津川市【詳細】	市町村運営有償運送 (福祉)	区域型	移動手段の拡充モデル

20. 社会福祉法人 感々会 (東京都町田市)

〒220-0801 東京都町田市 社会福祉法人 感々会
TEL: 042-737-7298

公共交通空白有償運送

移動手段の拡充モデル (接吻利用あり)

・東京都町田市鎌川団地において、買い物などのお出掛けに困っている高齢者を対象とした送迎サービスを実施。
グリーンズローモビリティの、自家用有償旅客運送による空室初の本格事業開始。

※グリーンズローモビリティ・電動で、時速20km程度で公道を走ることが可能な4人乗り以上のパブリックモビリティ。

運行開始年 令和元年12月3日

運行形態 区域型 (運行区域を設定)

使用車両 団体所有2台

運送対価 会費制: 年間5000円

運送以外の対価 特になし

ドライバー数 (免許) 2名 (2種0名、1種2名)

実施エリア:
鎌川団地 (町田市鎌川2丁目、5丁目、6丁目内)
中心地

・買い物支援により、鎌川団地センター周辺や地域の施設の活性化を図り、鎌川団地の再生につなげることを目的とする。
・移動手段を常設することにより、高齢者から若い世代まで幅広く、福祉・高齢者の高齢者支援を促す。
・「鎌川団地地域交流いっしょ連絡会」が中心となり「鎌川地区協議会」、「鎌川団地センター」が中心となり、「鎌川地区協議会」、「鎌川地区協議会」、「鎌川地区協議会」などの地域団体にて運営し、しるべき連携を推進して取り組んでいる。

運行状況

・利用対象者は、団地に居住する高齢者10名程度。 ・週2回運行。
・利用方法は、電話による予約。

35

○自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)ハンドブック

- ・自家用有償運送の導入等に係る手続き等の概要資料

自家用有償旅客運送
(公共ライドシェア)
ハンドブック

令和6年10月

国土交通省物流・自動車局旅客課

1. 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)について

1. 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の实情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)】

- ・バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・旅客から收受する対価は実費の範囲内(※)。
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

6. 自家用車活用事業 (日本版ライドシェア)

自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の創設

背景

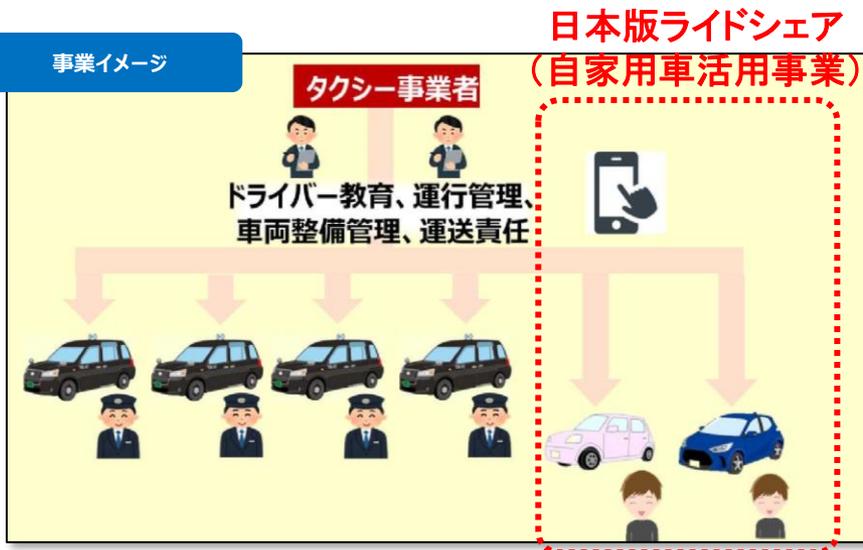
- ・地域交通において、人口減少等に伴う需要減や新型コロナの影響により、タクシー・バス等のドライバー不足が深刻化するとともに、急増するインバウンド観光や季節・時間帯等で変動する移動需要に対応するサービス提供の仕組みも不足している状況。
- ・この「担い手」や「移動の足不足」という社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」(R5.12.20デジタル行財政改革会議決定)において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設することとなった。

事業概要

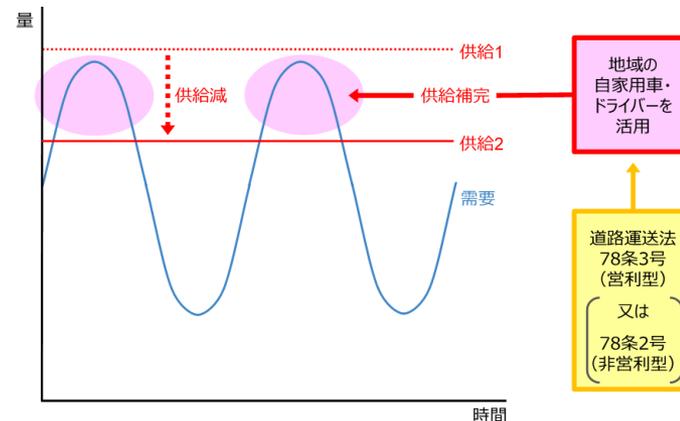
タクシー事業者が運送主体となり、タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供する事業。

対象時間帯	国土交通省が指定した曜日・時間帯
運転者	第一種免許でも可(初心運転者期間にあるものを除く)
車両	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車、タクシー会社が用意する車両いずれも可 ・乗車定員10人以下 ・本事業の用に供する車両であることを外部に表示
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーと同じ運賃、事前確定運賃に準ずること ・原則キャッシュレス

事業イメージ



「自家用車活用方策の考え方」



- 自家用車活用事業については、**配車アプリデータに基づき指定する12地域** [R6.3.13に4地域(東京・横浜・京都・名古屋)、R6.4.26に8地域(札幌・仙台・埼玉・千葉・大阪・神戸・広島・福岡)]でタクシーが不足する時間帯と不足車両数を公表。
- その他の地域もタクシー事業者・自治体の実施意向により速やかに自家用車活用事業を実施**できるように方針が示された。
- 自動車活用事業を実施する場合、営業区域・時間帯・不足車両数について国土交通省の指定を受ける必要があるが、その指定方法について「1. 配車アプリに基づき行う地域」と「2. それ以外の地域」に区分し進め方を整理。

【自家用車活用事業 地域指定の方法】

R6.3.29通達発出・今後の方針公表

1. 配車アプリデータに基づき不足車両数を算出・公表する営業区域

(1) 第一弾 (3月13日公表)

- ・先行4地域(東京・横浜・京都・名古屋)の時間帯・不足車両数の公表
- ・東京は4月8日から実施。

→ 本省が指定し公表 この12地域のみ

(2) 第二弾 (4月26日公表)

- ・札幌交通圏 ・仙台市 ・県南中央交通圏(埼玉) ・千葉交通圏
- ・大阪市域交通圏 ・神戸市域交通圏 ・広島交通圏 ・福岡交通圏 ※5月以降 順次実施

2. それ以外の地域 (簡便な方法により算出)

(1) タクシー事業者有意向がある場合

- 時期・時間帯：**金曜日・土曜日の16時台から翌5時台**
- 不足車両数：**営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数**

(2) 自治体が申し出る場合

- 時期・時間帯・不足車両数：**自治体が申し出た特定の曜日及び時間帯及び不足車両数**

※ 自家用車活用事業の実績を検証し、上記(1)(2)の暫定的な不足車両数を見直す。

※ 地域によっては、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送を活用。

・実施意向のある地域で順次実施

→ タクシー事業者及び自治体の手挙げ方式、随時受付

自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の制度概要

- R6.3.29 本省通達「**法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて**」を新設創設。道路運送法第78条3号による、自家用有償運送の許可をタクシー事業者が取得。
- 自家用車活用事業の実施にあたっては、①車やドライバーの安全性、②事故が起こった際の責任、③適切な労働条件 が重要であるため、タクシー事業者の管理下で自家用車を活用。

(1) 許可基準

- 対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
 - タクシーが不足する地域、時期及び時間帯、不足車両数を国土交通省が指定。
- 資格要件
 - タクシー事業の許可を受けていること。
- 管理運営体制
 - タクシー事業者が運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施。
 - 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。
- 損害賠償能力
 - タクシー事業者が対人8,000万円以上・対物200万円以上の任意保険に加入。

タクシー不足の地域・時間帯等を指定

タクシーの管理下で自家用車を活用
(タクシー事業者が運送責任を負う)

引受け時に発地・着地確定
(配車アプリ等使用)

事前確定運賃
(運賃はタクシーと同額)

原則キャッシュレス

(2) 許可に付する条件

- 使用する自家用自動車について
 - タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、国土交通省が指定する不足車両数かつ、事業者ごとの営業区域内の事業用車両数の範囲内で運輸局長等が通知。
 - 自家用車活用事業であることを表示。
- ドライバーについて
 - タクシー事業者は、ドライバーに事前の研修及び教育。運転者証明を携行。
- 運送形態・方法について
 - 利用者とタクシー事業者間で運送契約を締結、事業者が運送責任を負う。
 - 運送引受け時に発着地が確定。
 - 自家用車が配車されることについて利用者の事前の承諾。
 - 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は原則キャッシュレス。
※自家用車活用事業の「事前確定運賃」の算定に用いる係数は近畿運輸局HPに公表
 - 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。



(3) 許可期間 許可期間は2年

R6.3.29 通達発出

国の作業 —
事業者の作業 —
地方自治体の作業 —

大都市部

その他の地域

国土交通省 ①不足車両数の公表

近畿運輸局

【法人タクシー事業者】
①自家用車活用事業の実施の意向
(所定の申出書)

【自治体】
①特定の曜日及び時間帯にタク
シー車両数が不足している旨

管轄の運輸支局へ申し出

管轄の運輸支局

②実施意向について調査
当該営業区域に営業所を有する全てのタクシー事業者
(所定の意向調査票)

調査期間：7日間程度

③意向調査票回答

近畿運輸局

④とりまとめ次第速やかに本省報告

⑤調査結果を基に各社の使用車両数を決定のうえ事業者へ通知

意向調査終了後10日後を目処

⑥法人タクシー事業者による許可申請

管轄の運輸支局

⑦許可

7. 道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様

道路運送法の許可・登録を要しない運送

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」 【有償性】

1. 利用者からの給付について

(1) 収受するものが「反対給付」にあたらぬ場合

- ①利用者から収受するものが謝礼と認められる場合
- ②利用者からの給付が、実費相当分の場合

(2) 反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

- ①ホテル・旅館等の宿泊施設の利用者を対象とする運送
- ②施設送迎（介護施設、学校その他の施設）の運送
- ③生活支援サービスなどとの一体運送
- ④ツアー等のサービス提供事業者が、ツアー参加者を対象に行うサービスに付随した運送
- ⑤通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

2. 利用者の利用料に差を設ける場合の取扱い

3. 第三者からの給付の取扱い

4. 介護保険法等に基づく移動支援等の運送に関する給付の取扱い

【その他、運送に関連して金銭授受が行われる場合の取扱い】

1. 運転役務の提供について報酬が支払われた場合

2. 仲介手数料の受領及び運送サービス提供者に対する謝礼及び実費の代行受領

3. NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う場合

4. 自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う場合

国自旅第359号
令和6年3月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

標記について、別添のとおり「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を作成したので、その旨了知されるときにその取扱いについて円滑な実施に努めるとともにされた。

なお、本通達の発出に伴い、以下の通達及び事務連絡を廃止する。

- ・「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月通知）
- ・「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が自治者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」（平成23年3月31日付け国自旅第239号）
- ・「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成25年3月29日付け国自旅第634号）
- ・「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について」（平成29年8月14日付け国自旅第75号）
- ・「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」（平成29年8月25日付け事務連絡）
- ・「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付け国自旅338号）
- ・「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付け事務連絡）
- ・「子供の預かりや家事・身辺援助のサービスに附随する送迎の取扱いについて」（令和元年6月26日付け事務連絡）
- ・「改正自然公園法に基づく自然体験プログラムの提供における送迎について」（令和4年4月5日付け事務連絡）

道路運送法の許可又は登録の要否の検討ステップ

① 誰が運送主体か → ② 運送主体が何を受け取るか



② 運送主体が何を受け取るか

① 誰が運送主体か

- ・自動車の使用者（使用権原を有する者）は誰か。
- ・ドライバーを確保するのは誰か。
- ・金銭を収受する者は誰か。
- ・運送責任を負うものは誰か。
- ・保険に加入しているのは誰か。 など

8. 停留所の使用手続きについて

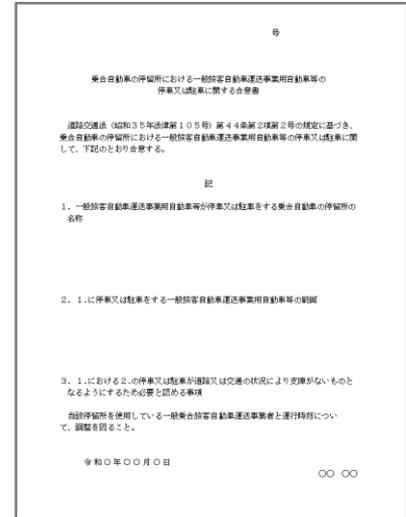
乗合バスの停留所使用にかかる合意手続き



乗合タクシー、21条許可による運行、自家用有償旅客運送等の運行において
乗合バスの停留所を使用して、乗客の乗降や運行時間調整を行う

「乗合バス事業者」「公安委員会」「都道府県知事又は市町村長」「地方運輸局長」等が
所定の事項に合意し、公安委員会が公示する手続きが必要

※「危険なバス停」には注意



○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
一～四（略）

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六（略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一（略）

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号）（抄）

（停車又は駐車に関係のある者による合意）

第六条の三の二 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下この条において同じ。）が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲を明らかにしてするものとする。

2 前項の書面には、当該旅客の運送の用に供する自動車による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

第六条の三の三 法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者

二 公安委員会

三 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）

四 地方運輸局長

五 前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者

9. 参考

輸送種別ごとの特徴（事業モデルのイメージ）

1. 現状認識

大量
乗合
輸送

路線バス



内部
補助

- ・計画に沿って運行
- ・内部補助で利便性維持

少量
乗合
輸送

乗合タクシー



赤字
基調

- ・計画や予約により運行
- ・運賃+公的負担で維持

個別
輸送

タクシー



歩合
給

- ・嗅覚や予約により運行
- ・稼働車両数と収益が比例

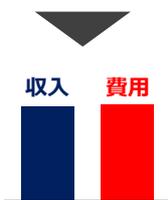
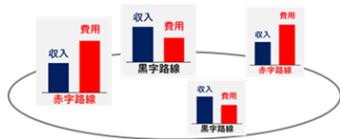
中量
乗合
個別
輸送

自家用車 による輸送

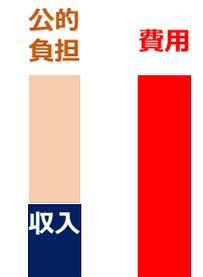


善意

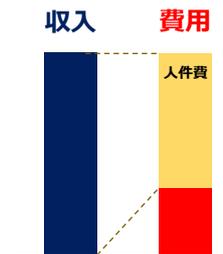
- ・計画や予約により運行
- ・公的負担や善意で維持



全体で
何とか維持？



赤字を公的負担などで
埋められる？



給与（人件費）を
運賃収入から算出

一定の車両数下では黒字



少ない人件費でも赤字